

令和6年度事業実績報告書

令和7年4月30日

愛媛県議会議長 福羅 浩一 様

議員氏名 三宅 浩正



主な政務活動の実施状況について、次のとおり報告します。

1 調査研究の概要

別紙のとおり

2 その他の政務活動の概要

別紙のとおり



調査研究及び政務活動の概要

1 令和6年度当初予算について

令和6年度当初予算は、「新ステージ」の公約を具体化した総合計画の目標を達成するべく、これまで種をまいた施策の更なる成長と将来を見据えた新たな仕掛けとの両輪で、「新ステージ」の挑戦を引き続き強く推進していく予算となっており、喫緊の課題である人口減少対策をはじめ、地域の成長のカギとなるDXの推進に積極的に取り組むとともに、西日本豪雨災害からの復興と能登半島地震等を受けた南海トラフ地震等に備えた防災・減災対策、アフターコロナにおける地域経済の活性化など、県政課題を先送りすることなく、確かな戦略を持って、積極的に対応することとされています。

また、予算編成にあたっては、総合計画に基づき適切なKPI（重要業績評価指標）を設定し、より一層県民視点に立った成果重視の姿勢を堅持・徹底するとともに、「ビルド・アップ・スクラップ」の推進と施策の選択・集中を図り、しっかりとメリハリの利いた予算であると評価するところです。

その中でも、全国的な課題である「人口減少問題」は、若年人口が急激に減少する2030年代に入るまでが、こうした状況を反転させることができるかどうかの重要な分岐点とされ、2030年までに少子化トレンドを反転できなければ、人口減少を食い止められず、持続的な経済成長の達成も困難となるとされていることから、正に、待ったなしの状況にあります。

県議会としても、県が提案した施策が、地域社会において有効性をもっているのか、また結果として成果をもたらすことができたのかを、入口と出口でしっかりと議論しなければならないと考えており、二元代表制の一翼を担う議決機関として、精力的に課題解決に取り組んでいかなければと思います。

2 能登半島地震を踏まえた、今後の防災・減災対策の強化について

能登半島地震では、240名を超える尊い命が失われ、8万棟を超える住家被害が発生す

る大災害となり、お亡くなりになられた方々に心より哀悼の意を表するとともに、被害に遭われた方々に心からお見舞いを申し上げます。

本県においても、今回の能登半島地震は、他人事ではなく、現在、国が被害想定の見直しも行っており、今後の県の地震被害想定も、それに伴って見直しに着手するとのことであり、迅速な対応を願うとともに、新しい被害想定を活用することで、本県の防災・減災対策の強化につなげていただきたいと思います。

また、本県に甚大な影響を与える南海トラフ地震等の大規模災害は、切迫性が指摘され、喫緊の課題となっていることから、県でも、令和6年度当初予算に能登半島地震を受けた当面の対応として、木造住宅耐震化の促進や特定老朽危険空き家の除却促進等を計上するなど対策を進めているところです。

県民の命と財産を守ることは最優先事項であることから、能登半島地震や西日本豪雨災害等の大規模災害の教訓を生かし、地震発生時に迅速かつ適切な対応ができる体制を整えられるよう、県議会としても内容を十分に議論する必要があると思います。

3 一票の格差是正について

近年、人口の減少と一極集中が進む一方で、最高裁は、両議院の選挙区及び定数配分について、投票価値の平等を重視してより厳格な人口比例を求めるようになっており、その結果、地方から選出される議員の減少、行政区画と選挙区のずれの拡大が著しくなっています。参議院選挙区においては県をまたがる合区の発生、衆議院においては市区町村の分断などにより選挙区の細分化・複雑化などの問題も生じています。これらは民意の反映や政治へのアクセスの面での地域間格差、地域住民の不平等感や不満などをもたらすことにもつながってきています。

人口の減少と一極集中に歯止めがかからない中で、今後とも人口比例による一票の格差是正が図られることになれば、人口の少ない県に分配される定数の削減、更なる合区などが行われることになりかねず、人口減少が急速に進む地方の声が更に反映されにくくなることや選挙への参加意欲の低下なども懸念されています。

この点、参議院の合区をめぐるっては、全国知事会をはじめ地方六団体がその早急な解消等

を求める決議を行っているほか、愛媛県議会を含む多数の県議会でも同様の意見書が採択されているところです。

今後の日本社会を展望しつつ、これからの代表民主制や両議院の選挙区の在り方を考えますと、果たして人口比例のみを尺度として判断してよいのか否かが問われているように思います。地方・都市部を問わず、選挙において「地域」が持つ意味に改めて目を向け、憲法において「地域の民意の適切な繁栄と投票価値の平等との調和」を図ることが必要ではないでしょうか。特に4県2合区の導入にまで至った参議院の在り方については、政治的・社会的に重要な意義を持つ都道府県の住民の意思を集約的に反映することが重要であり、合区を解消し、都道府県単位の選挙制度を維持できるよう、憲法改正による対応が不可避です。

また、選挙区の基盤となる市町村と都道府県について、現代における分権型社会の在り方も念頭に置きつつ、憲法に明記し、市町村と都道府県の基盤の安定化や地方自治の強化を図ることも必要です。具体的には、47条と92条に、次の点を盛り込む「条文イメージ（たたき台素案）」が、我が自民党においては合意が得られているところです。

【47条】

- ① 両議院の選挙について、人口を基本とし、行政区画、地域的な一体性、地勢等を総合的に勘案して、選挙区及び議員の数を定めること。
- ② 参議院の選挙について、都道府県のそれぞれの区域を選挙区とする場合には、改選ごとに各選挙区において一人を選挙すべきものとする。

【92条】

- ① 地方公共団体は、基礎的な地方公共団体（市町村）及びこれを包括する広域の地方公共団体（都道府県）とすること。
- ② 地方公共団体の種類並びに組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定めること。

これらの改正について令和7年、遅くとも令和12年に実施される国勢調査までには実現させ、一票の格差是正という我が国の民主主義の根幹にかかわる課題に答を出していかなければと思います。